

平成25年度 第2回
福岡市国民健康保険運営協議会
会議資料

日時：平成26年1月22日(水)
午後5時～午後6時30分(予定)
場所：天神ビル11階 10号会議室

福岡市保健福祉局総務部 国民健康保険課・医療年金課

＝＝ 目 次 ＝＝

1. 平成26年度福岡市国民健康保険事業の運営について

- (1) 平成25年度決算見込みについて
- (2) 平成26年度予算（見込）について
- (3) 平成26年度国民健康保険料について
 - 【 諮問 ① 】 1人あたり保険料について
 - 【 諮問 ② 】 賦課限度額について
- (4) 財政健全化に向けた取組について

2. 国の動向（制度改正「予定」）について

- (1) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律について
- (2) 低所得者の保険料負担の軽減について
- (3) 70歳～74歳の患者負担割合の2割への引上げについて
- (4) 高額療養費制度の見直しについて

3. その他 今後の審議・答申予定について

- 福岡市国民健康保険運営協議会委員名簿
- 事務局関係者名簿

1. 平成26年度福岡市国民健康保険事業の運営について

(1) 平成25年度決算見込みについて

【歳出】

(単位:百万円)

	予算現額 (A)	決算見込 (B)	増減 (B-A)
保険給付費	96,436	94,339	▲ 2,097
後期高齢者支援金	19,337	19,265	▲ 72
介護納付金	7,957	7,924	▲ 33
共同事業拠出金	20,238	19,110	▲ 1,128
保健事業費	907	823	▲ 84
繰上充用金	8	0	▲ 8
その他	2,187	3,873	1,686
合計	147,070	145,334	▲ 1,736

【歳出】

- 保険給付費は、1人あたり医療費の伸びが見込みを下回ったことなどにより、減少の見込み。
- 繰上充用金は、24年度決算が黒字となったため不用。
- その他は、24年度に過交付された療養給付費等負担金の返還のため、増額見込み。

【歳入】

(単位:百万円)

	予算現額 (C)	決算見込 (D)	増減 (D-C)	
保険料	現年度保険料	29,858	27,999	▲ 1,859
	滞納繰越保険料	1,795	1,457	▲ 338
	計	31,653	29,456	▲ 2,197
国庫支出金	38,937	39,064	127	
県支出金	8,592	8,511	▲ 81	
療養給付費交付金	7,948	8,091	143	
前期高齢者交付金	23,162	23,129	▲ 33	
共同事業交付金	19,382	18,484	▲ 898	
一般会計繰入金	17,117	16,650	▲ 467	
繰越金	0	1,670	1,670	
その他	279	279	0	
合計	147,070	145,334	▲ 1,736	

【歳入】

- 保険料は、予定収納率を下回る見込み。
- 繰越金は、24年度決算の黒字額(療養給付費等負担金の過交付額)。

★ 収支決算見込

歳出 145,334百万円 - 歳入 145,334百万円 = 0百万円

(2) 平成26年度予算(見込)について

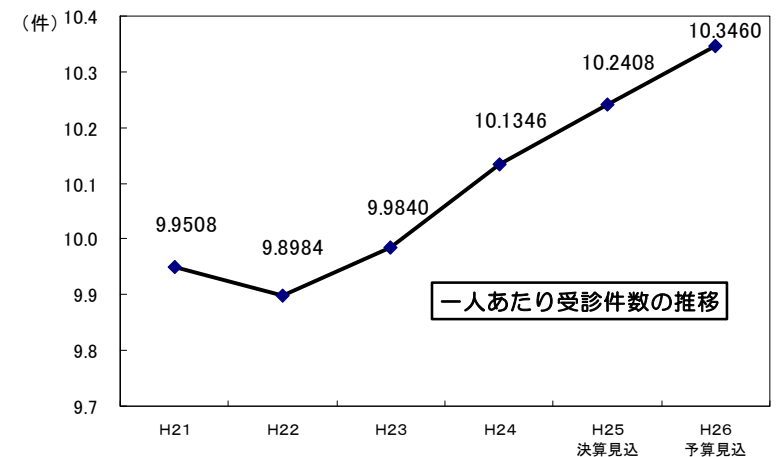
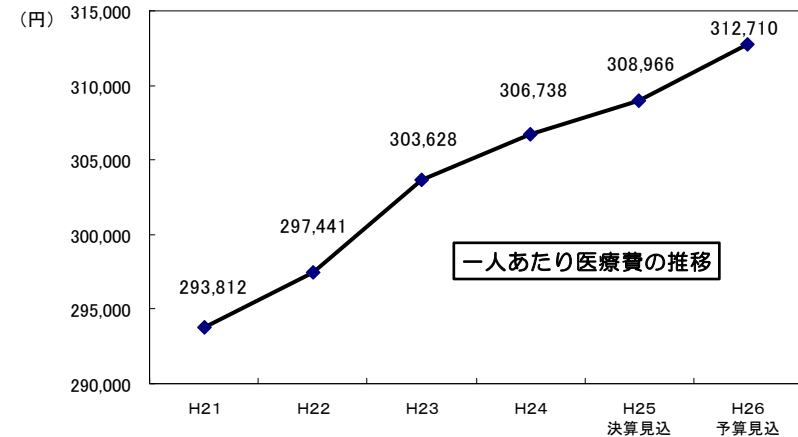
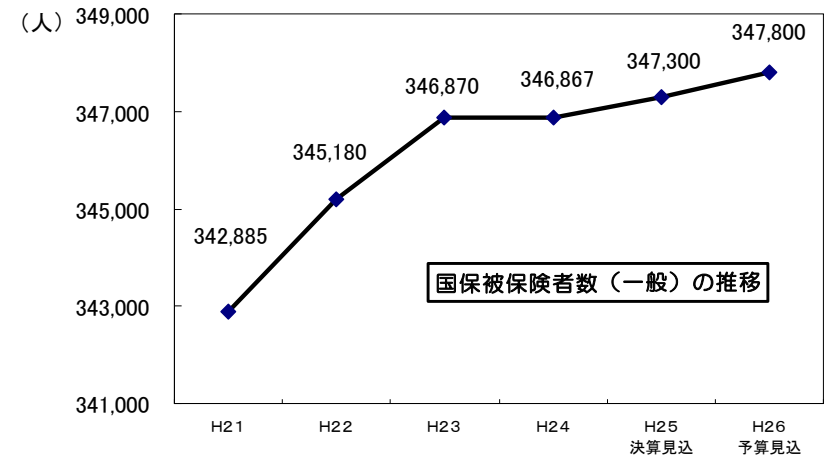
① 国民健康保険事業基数

区 分		26年度	25年度		増減	
		予算(見込) (A)	当初予算 (B)	決算見込 (C)	対25年度 当初予算 (A-B)	対25年度 決算見込 (A-C)
世帯数(世帯)		230,800	228,400	228,700	2,400	2,100
被 保 険 者 数 (人)	全 体	364,200	365,600	364,500	▲ 1,400	▲ 300
	一 般	347,800	347,200	347,300	600	500
	退 職	16,400	18,400	17,200	▲ 2,000	▲ 800
医 療 費 (円)	全 体	312,710	312,451	308,966	259	3,744
	一 般	305,901	304,087	302,163	1,814	3,738
	退 職	457,122	470,281	446,319	▲ 13,159	10,803
受 診 件 数	全 体	10.3460	10.1587	10.2408	0.1873	0.1052
	一 般	10.2140	10.0286	10.1050	0.1854	0.1090
	退 職	13.1457	12.6142	12.9829	0.5315	0.1628
介 護	世 帯	104,100	107,800	105,700	▲ 3,700	▲ 1,600
	被保険者数	124,500	130,100	127,600	▲ 5,600	▲ 3,100

※ 一般：退職者医療制度の適用を受けない被保険者に係るもの

※ 退職：会社などを退職し、年金を受けられる方とその被扶養者の方は、65歳まで退職者医療制度の適用となります。

※ 介護：被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者(40歳～64歳)



② 平成26年度予算(見込)

歳出

(単位:百万円)

		26年度 予算見込 (A)	25年度 当初予算 (B)	増減 (A-B)	主な要因
保険 給付 費	一般分	89,507	89,077	430	一人あたり医療費の増等
	退職分	6,366	7,359	▲ 993	被保険者数の減等
	計	95,873	96,436	▲ 563	
後期高齢者支援金		19,379	19,337	42	
介護納付金		7,830	7,957	▲ 127	前々年度精算が還付となったことによる減
共同事業拠出金		19,945	20,238	▲ 293	
保健事業費		889	907	▲ 18	
繰上充用金		0	8	▲ 8	収支不足額の解消による減
その他		2,587	2,266	321	
合計		146,503	147,149	▲ 646	

歳入

(単位:百万円)

		26年度 予算見込 (C)	25年度 当初予算 (D)	増減 (C-D)	主な要因
保険 料	現年度保険料	29,486	29,858	▲ 372	退職被保険者数の減による保険料の減
	滞納繰越保険料	1,839	1,795	44	
	計	31,325	31,653	▲ 328	
国庫支出金		38,846	38,937	▲ 91	
県支出金		8,774	8,592	182	調整交付金実績の増
療養給付費交付金		7,023	7,948	▲ 925	退職者被保険者に係る医療費の減に伴う交付金の減
前期高齢者交付金		23,456	23,162	294	前期高齢者に係る医療費の増に伴う交付金の増
共同事業交付金		19,218	19,382	▲ 164	
一般会計繰入金		17,580	17,196	384	低所得者の保険料軽減の拡大に伴う法定繰入金の増
その他		281	279	2	
合計		146,503	147,149	▲ 646	

※現時点での係数であり、今後の予算編成過程において係数の変動が生じる。

③ 予算構成の概要

歳出 146,503百万円

歳入 146,503百万円



(3) 平成26年度国民健康保険料について

① 1人あたり保険料について

諮問①

諮問内容

平成26年度 1人あたり保険料(必要収入額)

年 額 (対25年度比)

医療給付費分 51,997円 (337円引上げ)

後期高齢者支援金等分 20,002円 (337円引下げ)

介護納付金分 23,845円 (128円引上げ)

《 1人あたり保険料の算定方法 》

1人あたり保険料 = 「現年度分保険料(A)」 ÷ 「被保険者数」

(A) = 「歳出額」 - 「関連歳入」 - 「一般会計繰入」

【参考】1人あたり保険料の推移

(単位:円)

年度	医療分+支援分		介護分		合計		備 考
		増減		増減		増減	
H12	70,347		10,613		80,960		介護保険制度の創設
H13	71,996	1,649	12,927	2,314	84,923	3,963	
H14	72,206	210	14,274	1,347	86,480	1,557	
H15	〃	0	15,898	1,624	88,104	1,624	
H16	〃	0	16,255	357	88,461	357	
H17	〃	0	19,501	3,246	91,707	3,246	
H18	〃	0	23,385	3,884	95,591	3,884	
H19	〃	0	〃	0	〃	0	
H20	73,999	1,793	22,801	▲ 584	96,800	1,209	後期高齢者医療制度の創設
H21	〃	0	21,757	▲ 1,044	95,756	▲ 1,044	
H22	〃	0	20,995	▲ 762	94,994	▲ 762	
H23	71,999	▲ 2,000	20,341	▲ 654	92,340	▲ 2,654	
H24	〃	0	21,118	777	93,117	777	
H25	〃	0	23,717	2,599	95,716	2,599	
H26 (案)	71,999	0	23,845	128	95,844	128	

※ 医療分+支援分のH19年度までは、医療分(老人保健含む)のみである。

26年度保険料のポイント

これまでの保険料水準や被保険者の保険料負担に配慮し、医療分と支援分の合計で1人あたり保険料を前年度と同額に据え置く。

【1人あたり保険料】

区 分	平成26年度(案)	平成25年度	増減	伸び率
① 医療分	51,997円	51,660円	337円	0.65%
② 支援分	20,002円	20,339円	▲ 337円	▲ 1.66%
①+②	71,999円	71,999円	0円	—
③ 介護分	23,845円	23,717円	128円	0.54%
①+②+③	95,844円	95,716円	128円	0.13%

① 医療分

一人あたり医療費の増額に伴い歳出(保険給付費)が増加するため保険料も増加するが、一般会計からの特別な繰入を行い、保険料の引上げ額を抑制することにより、1人あたり保険料の増額を337円引上げ。

② 支援分

後期高齢者の医療費の伸びに伴い概算支援額は増加するが、前々年度精算分が還付となったことにより、歳出は約4千万円の増額に留まる一方、低所得者の保険料軽減の拡大に伴い法定繰入金が増額するため、337円引下げ。

③ 介護分

介護費用の伸びに伴い概算納付額は増額するが、前々年度精算分が還付となったことにより、歳出は約1.3億円減額するものの、第2号被保険者数が減少することにより、128円の引上げ。

【後期高齢者支援金】

(単位:億円)

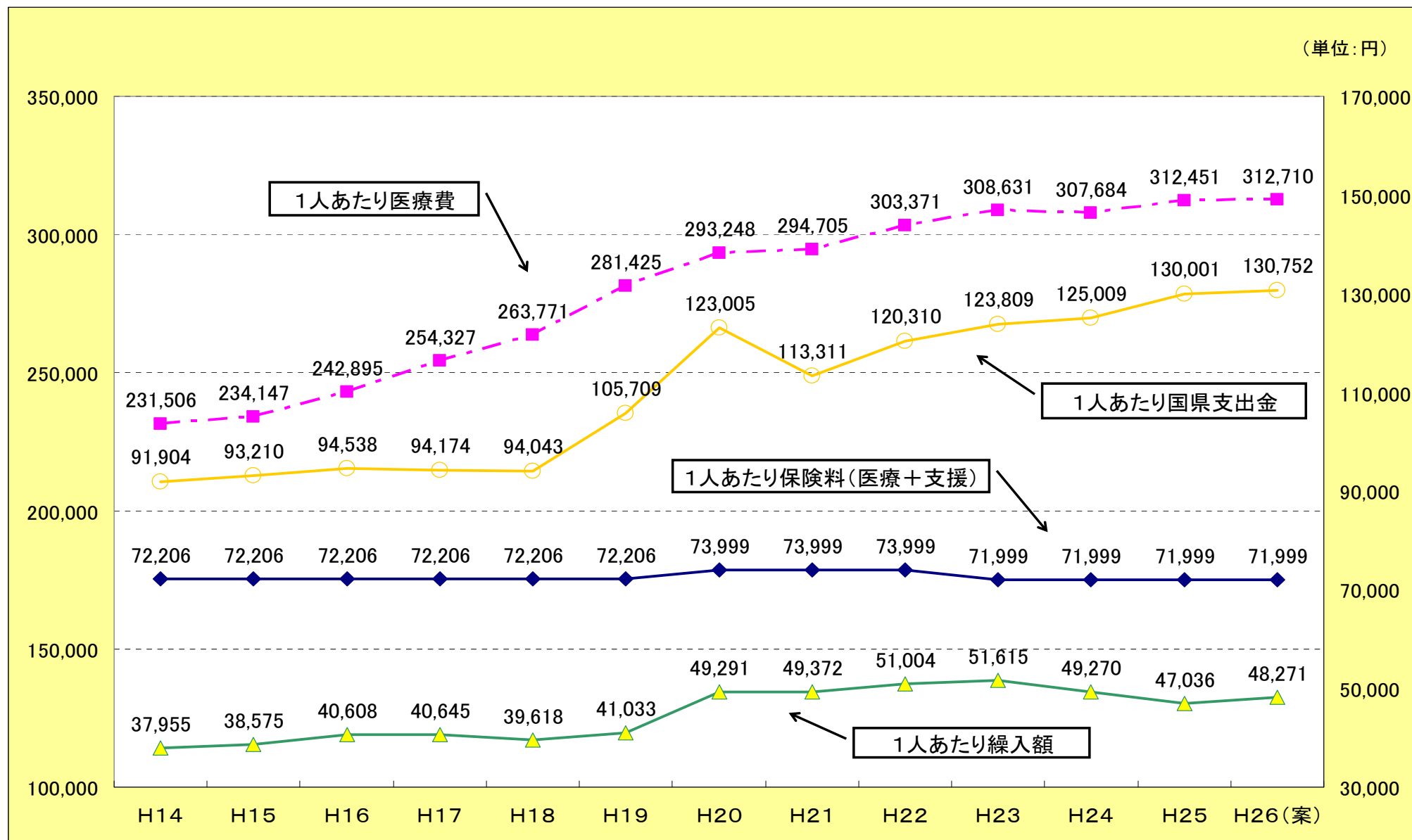
区 分	26年度予算(見込)	25年度予算	増減
概算支援額	196.6	189.8	6.8
前々年度精算分等	▲ 2.8	3.6	▲ 6.4
合 計	193.8	193.4	0.4
【参考】(1人あたり概算額)	(54,505円)	(52,714円)	(1,791円)

【介護納付金】

(単位:億円)

区 分	26年度予算(見込)	25年度予算	増減
概算納付額	78.8	77.7	1.1
前々年度精算分等	▲ 0.5	1.9	▲ 2.4
合 計	78.3	79.6	▲ 1.3
【参考】(1人あたり概算額)	(63,300円)	(59,800円)	(3,500円)

② 保険料・医療費・繰入金・国県支出金の推移(当初予算)



③ 賦課限度額について

諮問②

諮問内容

賦課限度額(国が定める上限と同額)

	年 額	(対25年度比)
後期高齢者支援金等分	160,000円	(20,000円引上げ)
介護納付金分	140,000円	(20,000円引上げ)

ただし、国民健康保険法施行令が改正された場合

【賦課限度額の推移】

(単位:円)

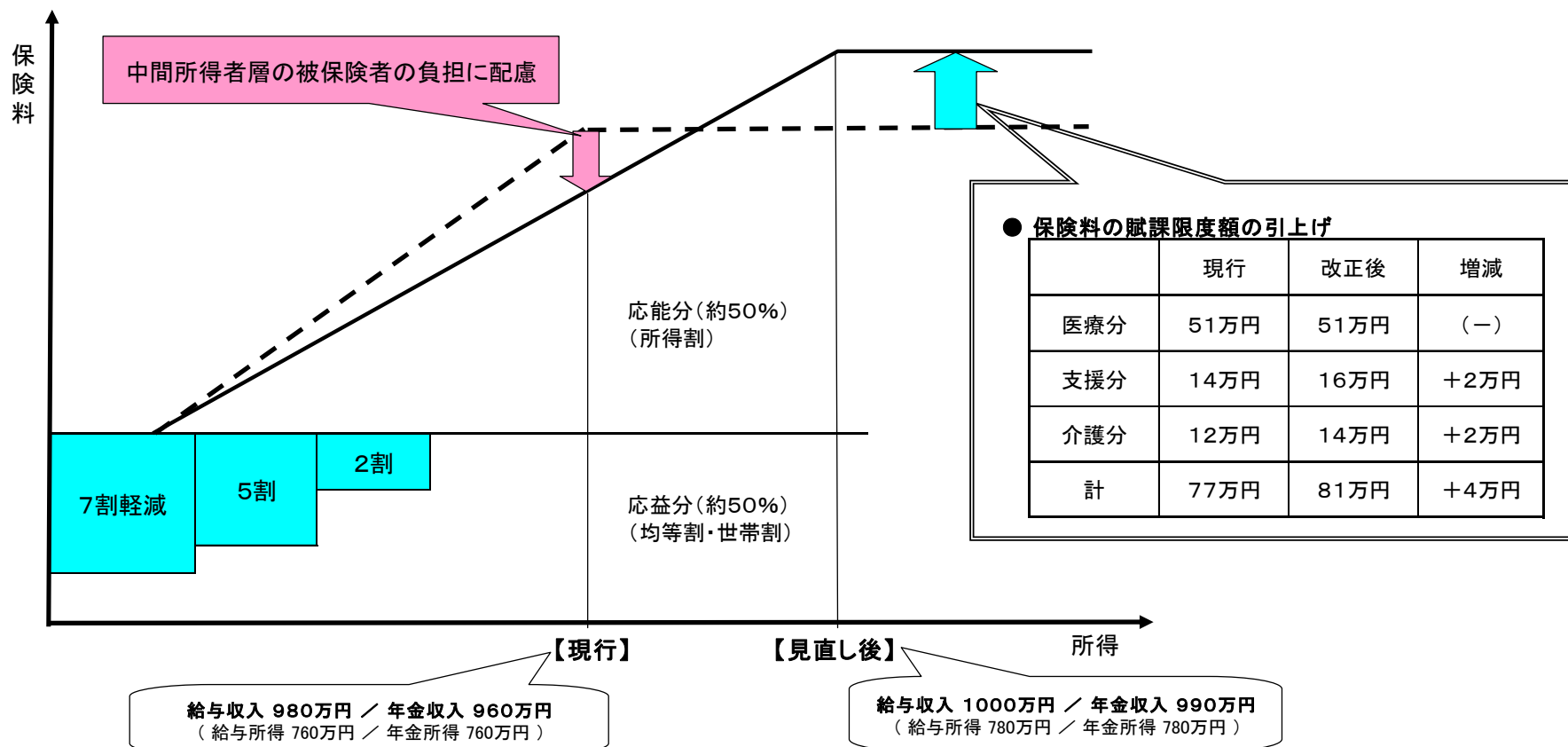
	医療分	支援分	小 計	介護分	合 計	増減
21年度	470,000	120,000	590,000	100,000	690,000	10,000
22年度	500,000	130,000	630,000	〃	730,000	40,000
23年度	510,000	140,000	650,000	120,000	770,000	40,000
24年度	〃	〃	〃	〃	〃	0
25年度	〃	〃	〃	〃	〃	0
26年度(案)	〃	160,000	670,000	140,000	810,000	40,000

改正の趣旨

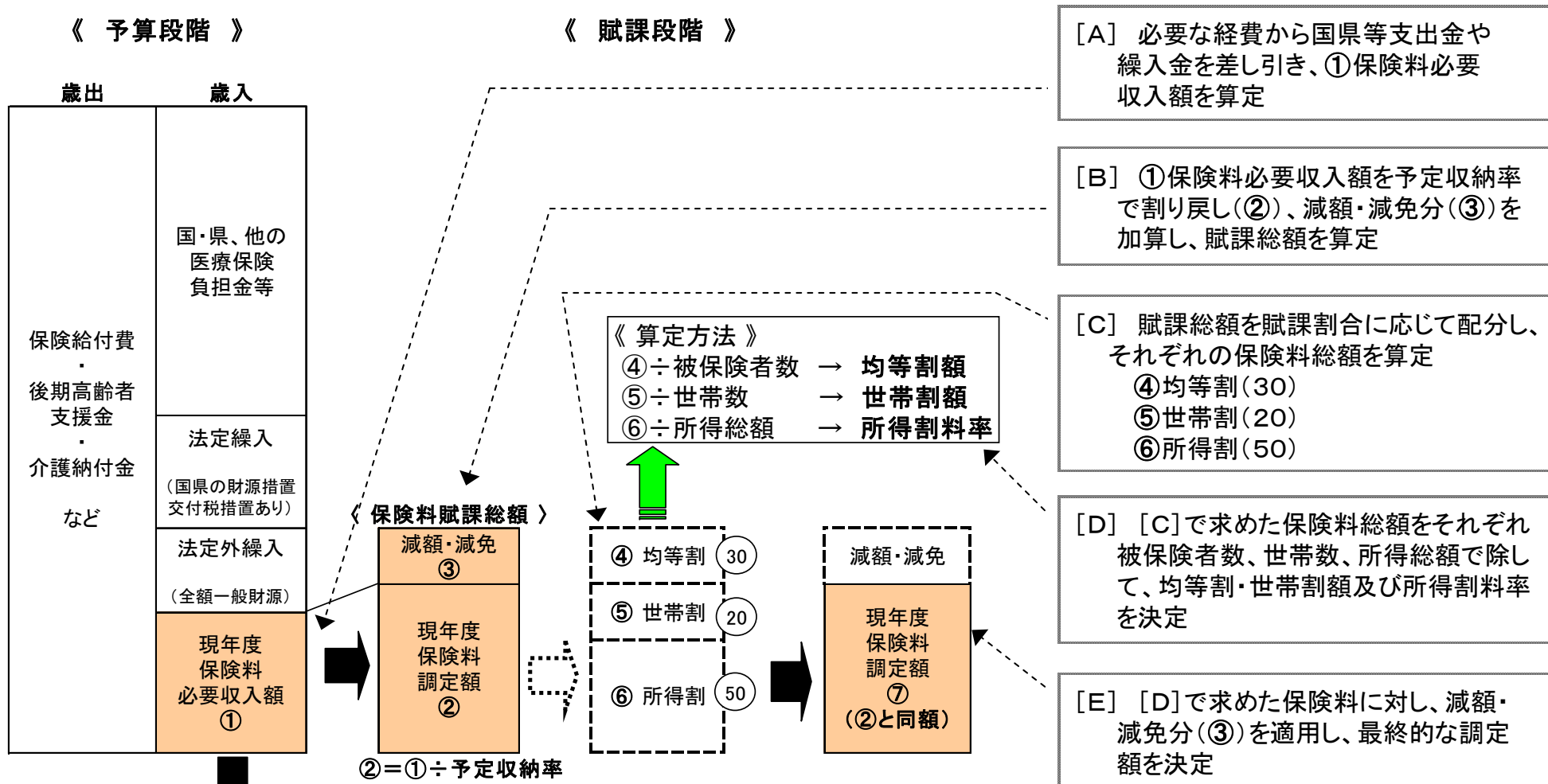
- 保険料は、政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定することになっている。
- 賦課限度額の引き上げにより、中間所得者層(※)に配慮した保険料設定が可能となり、中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本市では政令に定める上限を賦課限度額としている。
- 平成26年4月に政令が改正される見込みであるため、本市も賦課限度額を改正する予定である。

(※)中間所得者層

低所得者層を対象とした均等割・世帯割の法定減額に該当する所得を超え、賦課限度額に到達する前までの所得階層。



④ 保険料率の算定方法



【 福岡市国民健康運営協議会において諮問している保険料 】

1人あたり保険料(必要収入額) = ① ÷ 被保険者数

⑤ 収入階層別・世帯構成別のモデル年額保険料(試算)

《 前提条件 》 平成25年度賦課時点の所得総額に、被保険者数の増減を考慮し増減した所得総額で試算したもの。
 ※ 実際の所得割の保険料率は、本年6月の保険料算定時点の被保険者の所得総額により確定するため、この試算結果は変動する。

・1人世帯(介護分該当者)

(単位:円)

給与収入	所得	①医療分		②支援分		①医療分+②支援分		③介護分		合計(①+②+③)	
		26年度	前年度比	26年度	前年度比	26年度	前年度比	26年度	前年度比	26年度	前年度比
98万円	33万円	13,100	100	5,000	▲ 100	18,100	0	5,200	100	23,300	100
122万円	57万円	40,900	▲ 12,500	16,100	▲ 5,800	57,000	▲ 18,300	17,500	▲ 4,500	74,500	▲ 22,800
200万円	122万円	114,400	1,700	45,600	▲ 2,200	160,000	▲ 500	50,000	2,200	210,000	1,700
300万円	192万円	169,800	2,600	68,200	▲ 3,800	238,000	▲ 1,200	75,700	3,900	313,700	2,700
359万円	233万円	202,300	3,100	81,400	▲ 4,800	283,700	▲ 1,700	90,800	4,900	374,500	3,200
400万円	266万円	228,500	3,600	92,100	▲ 5,500	320,600	▲ 1,900	102,900	5,600	423,500	3,700
500万円	346万円	291,800	4,600	117,900	▲ 7,400	409,700	▲ 2,800	132,200	12,200	541,900	9,400
600万円	426万円	355,200	5,700	143,800	3,800	499,000	9,500	140,000	20,000	639,000	29,500
700万円	510万円	421,700	6,800	160,000	20,000	581,700	26,800	140,000	20,000	721,700	46,800
800万円	600万円	493,000	7,900	160,000	20,000	653,000	27,900	140,000	20,000	793,000	47,900

・3人世帯(うち介護分該当者2人)

給与収入	所得	①医療分		②支援分		①医療分+②支援分		③介護分		合計(①+②+③)	
		26年度	前年度比	26年度	前年度比	26年度	前年度比	26年度	前年度比	26年度	前年度比
98万円	33万円	25,900	500	9,900	▲ 100	35,800	400	8,100	100	43,900	500
122万円	57万円	62,100	1,000	24,300	▲ 700	86,400	300	22,300	700	108,700	1,000
200万円	122万円	139,500	2,200	55,200	▲ 2,300	194,700	▲ 100	54,300	2,400	249,000	2,300
300万円	192万円	212,300	3,500	84,500	▲ 3,900	296,800	▲ 400	85,400	4,000	382,200	3,600
359万円	233万円	244,700	4,000	97,700	▲ 4,900	342,400	▲ 900	100,400	4,900	442,800	4,000
400万円	266万円	270,900	4,500	108,400	▲ 5,600	379,300	▲ 1,100	112,600	5,800	491,900	4,700
500万円	346万円	334,200	5,500	134,200	▲ 5,800	468,400	▲ 300	140,000	20,000	608,400	19,700
600万円	426万円	397,600	6,500	160,000	20,000	557,600	26,500	140,000	20,000	697,600	46,500
700万円	510万円	464,100	7,600	160,000	20,000	624,100	27,600	140,000	20,000	764,100	47,600
800万円	600万円	510,000	0	160,000	20,000	670,000	20,000	140,000	20,000	810,000	40,000

⑥ 他都市比較(保険料水準等)

● 1人あたり保険料

(25年度予算)

(単位:円)

都市名	医療+支援		医療+支援+介護	
	順位	金額	順位	金額
川崎	①	95,313	①	124,669
横浜	②	91,905	②	121,544
広島	③	90,568	③	115,636
浜松	④	88,492	④	111,789
静岡	⑥	82,950	⑤	111,026
名古屋	⑤	85,156	⑥	110,565
岡山	⑧	81,015	⑦	106,834
堺	⑫	77,144	⑧	102,259
相模原	⑦	81,858	⑨	100,407
神戸	⑩	78,999	⑩	99,199
新潟	⑪	78,213	⑪	97,815
千葉	⑰	70,963	⑫	97,792
さいたま	⑨	79,786	⑬	97,749
福岡	⑰	71,999	⑭	95,716
札幌	⑭	73,736	⑮	95,098
熊本	⑬	75,416	⑯	94,192
京都	⑮	73,603	⑰	93,167
北九州	⑱	66,790	⑱	86,773
大阪	⑲	64,617	⑲	83,929

※仙台市を除く

● 1人あたり医療費

(25年度予算)

(単位:円)

順位	都市名	医療費
①	広島	385,855
②	北九州	381,755
③	札幌	367,934
④	岡山	363,904
⑤	堺	353,627
⑥	神戸	351,989
⑦	大阪	351,918
⑧	京都	337,978
⑨	横浜	329,078
⑩	浜松	320,632
⑪	相模原	313,919
⑫	福岡	312,451
⑬	名古屋	307,313
⑭	川崎	303,957
⑮	さいたま	298,461
⑯	千葉	292,066
⑰	静岡	263,597

※熊本、仙台、新潟を除く

● 1人あたり一般会計繰入額

(25年度予算)

(単位:円)

都市名	合計		うち法定分		うち法定外分	
	順位	金額	順位	金額	順位	金額
大阪	①	52,822	⑧	30,240	②	22,582
北九州	②	52,789	①	36,607	⑤	16,182
札幌	③	49,847	②	35,168	⑦	14,679
熊本	④	47,873	⑦	31,235	④	16,638
福岡	⑤	47,036	⑤	32,936	⑩	14,100
岡山	⑥	45,149	⑨	27,194	③	17,955
相模原	⑦	45,124	⑮	18,018	①	27,106
京都	⑧	40,243	⑥	32,326	⑭	7,917
名古屋	⑨	40,050	⑩	25,630	⑨	14,420
神戸	⑩	36,034	③	33,262	⑰	2,772
横浜	⑪	34,470	⑭	19,283	⑥	15,187
堺	⑫	33,248	④	32,988	⑱	260
静岡	⑬	32,356	⑪	21,709	⑪	10,647
千葉	⑭	30,932	⑯	16,433	⑧	14,499
新潟	⑮	29,722	⑫	21,525	⑬	8,197
川崎	⑯	26,442	⑰	16,370	⑫	10,072
広島	⑰	21,321	⑬	21,286	⑲	35
浜松	⑱	20,787	⑲	14,823	⑮	5,964
さいたま	⑲	19,427	⑱	15,597	⑯	3,830

※仙台市を除く

● 1世帯あたり所得額

(23年所得)

(単位:万円)

順位	都市名	所得額
①	相模原	120.5
②	川崎	120.1
③	横浜	119.7
④	さいたま	113.0
⑤	浜松	112.2
⑥	千葉	110.0
⑦	静岡	108.8
⑧	名古屋	104.8
⑨	広島	97.2
⑩	仙台	86.7
⑪	新潟	85.6
⑫	岡山	82.7
⑬	堺	78.3
⑭	神戸	77.1
⑮	京都	72.7
⑯	熊本	71.1
⑰	福岡	70.1
⑱	大阪	69.0
⑲	北九州	65.9
⑳	札幌	65.6

※基礎控除、限度額超過分控除後

(4) 財政健全化に向けた取組について

収入の確保

- 保険料収入の確保・収納率の向上
- 資格の適正化

支出の増加抑制

- 医療費の適正化
- 特定健診等による生活習慣病の予防

① 保険料収入の確保・収納率の向上

国保財政の健全化と負担の公平性確保のため、平成25年度末に徴収事務嘱託員による「訪問徴収制度」を原則廃止し、平成26年度から職員が中心となり、嘱託員と連携しながら「文書催告・電話催告等による納付指導の徹底」と「滞納処分の強化」により、収入の確保(収入未済額の圧縮・不納欠損額の抑制等)及び収納率の向上を図っていく。また、口座振替の加入勧奨や滞納者の特別事情の把握徹底等についても、引き続き取り組んでいく。

ア. 滞納整理の推進方策等の検討・実施

(ア) 滞納整理推進体制の強化

- 職員体制充実及び地区担当制導入・納付指導嘱託員の創設(職員とのチーム制)・納付相談員増員

(イ) 滞納整理手法の充実

- 分納誓約者への財産調査・催告封筒における滞納処分注意喚起・給与照会回答要請チラシ同封

(ウ) 自主納付の推進等

- 滞納リスクの周知徹底・口座振替の勧奨対策拡充・督促状の未納額算出明示

イ. 訪問徴収の原則廃止

- 徴収事務嘱託員制度の廃止
- 高齢者・障がい者等に限定した訪問徴収



ハイリー・コクホ

② 医療費の適正化

ア. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進による医療費の軽減を図る

- ジェネリック医薬品差額通知の継続実施
(平成23年11月～実施)
- ジェネリック医薬品切替希望カード等の国保加入全世帯への継続配布

差額通知

	24年度末	25年12月末
普及率(%)	30.7%	31.7%
削減額(千円)	87,686	54,515

イ. レセプト点検による医療費の適正化

- 資格点検・内容点検を継続実施
- 特に、内容点検では高額医療費となるレセプトについて重点的に縦覧点検を行う。

内容点検

	24年度末	25年12月末
財政効果率(%)	0.21	0.25
削減額(千円)	189,873	137,433

③ 特定健診等による生活習慣病の予防

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健診受診者数	30,193人	32,917人	37,201人	39,286人	44,730人
特定健診受診率	15.2%	16.7%	18.8%	19.5%	22.0%
特定保健指導実施者数	1,366人	1,240人	1,797人	1,746人	1,985人
特定保健指導実施率	29.9%	27.2%	37.2%	35.4%	37.3%



よかドック イメージキャラクター
よかろーもん

ア. 受診向上に向けた取組

- 受診勧奨の強化
- 受診しやすい環境整備
- 医師会(医療機関)との連携強化

イ. 効果的な保健指導への取組

- 慢性腎臓病をはじめとする生活習慣病の危険性が高い方への受診勧奨の保健指導

2. 国の動向（制度改革「予定」）について

（1）持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律について

社会保障制度改革国民会議が平成25年8月にまとめた報告書などを踏まえ、「法制上の措置」として改革の全体像などを定めた骨子が8月に閣議決定され、今後の社会保障制度改革の全体像や進め方などを改めて法律で定めた「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法案）」が12月に成立した。

★国保関係抜粋

- ① 国保に対する財政支援の拡充
- ② 国保保険者、運営等のあり方
- ③ 低所得者の保険料負担の軽減（16ページ参照）
- ④ 保険料の賦課限度額の引上げ（「諮問②」 8ページ参照）
- ⑤ 70歳～74歳の患者負担割合の2割への引上げ（17ページ参照）
- ⑥ 高額療養費の見直し（18ページ参照）

などを検討し、26～29年度までを目途に「必要な措置」を講じると定められている。

(2) 低所得者の保険料負担の軽減について（平成26年4月実施予定）

① 5割軽減の拡大

軽減対象者に世帯主を含める。

（現行）33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 世帯主)

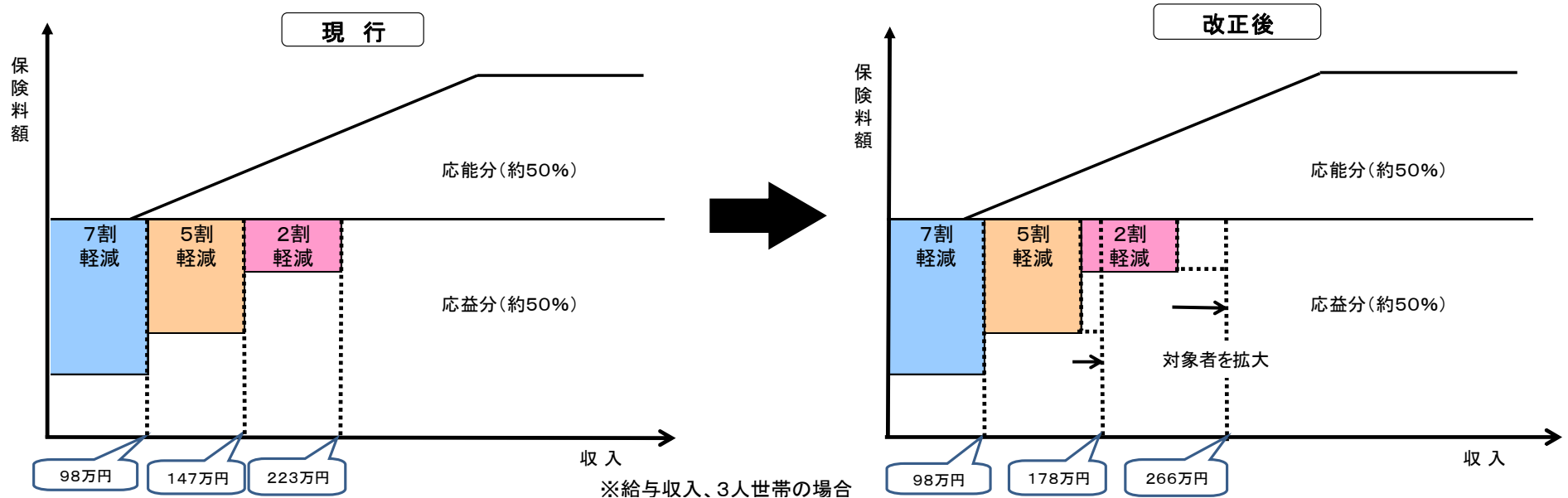
（改正後）33万円 + 24.5万円 × 被保険者数

② 2割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

（現行）33万円 + 35万円 × 被保険者数

（改正後）33万円 + 45万円 × 被保険者数



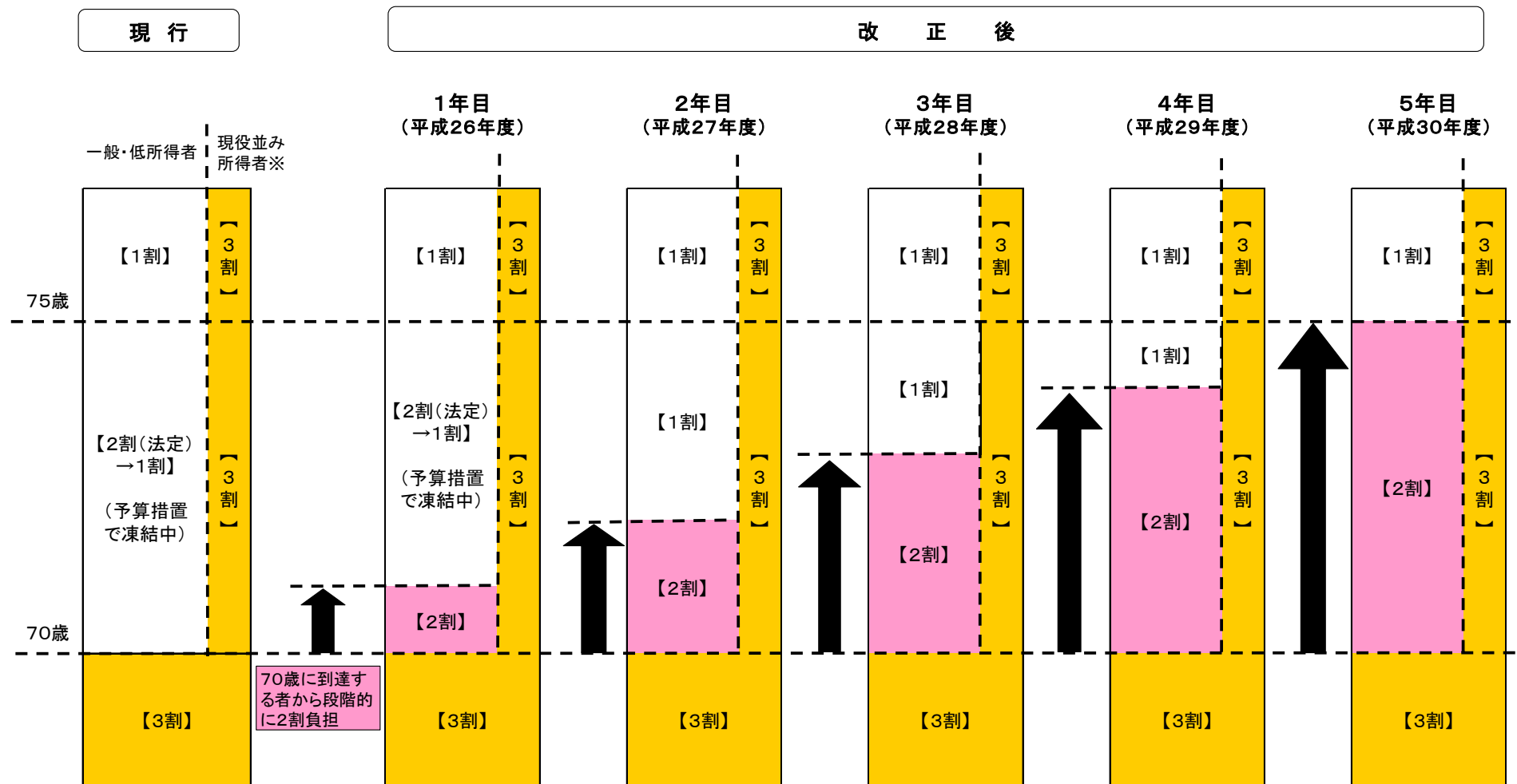
【参考】拡大対象の最高所得世帯のモデル年額保険料(試算)

(単位:円)

	給与収入	所得	①医療分		②支援分		①医療分+②支援分		③介護分		合計(①+②+③)	
			26年度	前年度比	26年度	前年度比	26年度	前年度比	26年度	前年度比	26年度	前年度比
1人世帯 (介護分該当者)	123万円	57.5万円	41,300	▲ 12,500	16,300	▲ 5,800	57,600	▲ 18,300	17,600	▲ 4,500	75,200	▲ 22,800
	143万円	78万円	70,800	▲ 7,600	28,000	▲ 4,600	98,800	▲ 12,200	30,400	▲ 2,200	129,200	▲ 14,400
3人世帯 (うち介護分該当者2人)	178万円	106.5万円	101,300	▲ 23,900	40,300	▲ 11,800	141,600	▲ 35,700	40,500	▲ 6,100	182,100	▲ 41,800
	266万円	168万円	176,000	▲ 14,100	70,100	▲ 10,000	246,100	▲ 24,100	71,200	▲ 1,900	317,300	▲ 26,000

(3) 70歳～74歳の患者負担割合の2割への引上げについて (平成26年4月実施予定)

世代間の公平の観点から、高齢者の負担増や低所得者に配慮しつつ、70歳に到達した者から段階的に2割負担となる。



※現役並み所得者：課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者がいる世帯

(4) 高額療養費制度の見直しについて（平成27年1月実施予定）

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組み。今般、負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定されました。

なお、70歳以上の自己負担限度額については、現行のまま据え置かれました。

現 行 《26年12月以前》

所得区分	月単位の限度額
上位所得者 旧ただし書所得 600万円超	150,000円+(医療費-500,000円)×1% ※4月目以降は、83,400円
一般所得者 《上位所得者・低所得者以外》 旧ただし書所得 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4月目以降は、44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※4月目以降は、24,600円

改正後 《27年1月以降》

所得区分	月単位の限度額
旧ただし書所得 901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4月目以降は、140,100円
旧ただし書所得 600万円~901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4月目以降は、93,000円
旧ただし書所得 210万円~600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4月目以降は、44,400円
旧ただし書所得 210万円以下	57,600円 ※4月目以降は、44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※4月目以降は、24,600円

※「旧ただし書所得」は、基礎控除後の総所得金額。

3. その他

今後の審議・答申予定について

○ 第3回運営協議会 …… 日 時：平成26年1月27日(月)開催
17:00時から18:30まで(予定)

場 所：天神ビル11階 10号会議室

内 容：審議・答申(案)とりまとめ

○ 答申 …………… 平成26年2月4日(火)

● 福岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期 : 平成24年7月1日～平成26年6月30日)

	氏名	役職名等
被 保 険 者 代 表	杉元 美智代	福岡市食品衛生協会 理事
	中野 親一	博多人形商工業協同組合 副理事長
	野田 孝恵	福岡市七区男女共同参画 協議会 代表
	平山 清子	福岡市自治協議会等7区 会長会 代表
	三島 信雄	福岡市漁業協同組合 統括部長
	安河内 洋捷	福岡市農業委員会 会長
保 険 医 薬 又 剤 は 師 代 表	江頭 啓介	福岡市医師会 会長
	熊澤 榮三	福岡市歯科医師会 会長
	下川 敏弘	福岡市医師会 常任理事
	東 千鶴	福岡市薬剤師会 常務理事
	平田 泰彦	福岡市医師会 副会長
	堀尾 明秀	福岡市歯科医師会 副会長

	氏名	役職名等
公 益 代 表	【会長】 石田 重森	福岡大学 名誉学長
	今林 ひであき	福岡市議会議員
	中芝 督人	福岡商工会議所 事務局長
	中山 郁美	福岡市議会議員
	馬場園 明	九州大学大学院 医学研究院教授
	【副会長】 松野 隆	福岡市議会議員
	被 保 険 者 保 代 表 等	鎌田 博敬
小林 仁		全国健康保険協会 福岡支部 企画総務部長

※五十音順、敬称略

● 事務局関係者名簿

	組 織	氏 名
保 健 福 祉 局	局長	中島 淳一郎
	理事	荒瀬 泰子
	総務部長	池見 雅彦
	国民健康保険課長	小川 明子
	医療年金課長	谷口 勇夫
区 役 所	東区保険年金課長	岩口 浩一
	博多区保険年金課長	川上 寛
	中央区保険年金課長	坂本 学
	南区保険年金課長	広田 稔
	城南区保険年金課長	徳永 国治
	早良区保険年金課長	戸渡 貴法
	西区保険年金課長	江口 智之
	西区西部出張所長	波多江 政憲

福岡市国民健康保険運営協議会 庶務担当

福岡市保健福祉局 総務部 国民健康保険課